

### 「公文書管理法」制定までの道のりと法の内容

- ◆ ソウルでの経験より
- \* 国際アーカイブズ評議会（ICA）東アジア地域支部（EASTICA）セミナー および、国際アーカイブズ文化展覧会（IACE）国際セミナー参加 など
  - ・ 日本の「公文書管理法」に関し国際的関心は高い。しかし、国立公文書館の人員は大丈夫か？：専門的常勤スタッフ 40 名程度、非常勤など含めても 100 名程度。
  - ・ ユネスコ「世界の記憶（Memory of the World）」プログラム：韓国は 7 点登録、日本はゼロ。
  - ・ 公文書・アーカイブズについて、幼年段階からいかに触れさせ、学ばせるか：展示会での工夫。
  - ・ 大学院レベルでの専門的教育はどうか。
    - 韓国でのその一端を知る手がかりとして…
- 『記録学研究：韓国記録学会誌』：日本語版は「ビスタ ピー・エス」社より、現在第 7 号（原書 2006 年）まで発行。
- ◆ 「公文書管理法」制定までの経緯
  - ・ 2001.4 国立公文書館が旧総理府傘下の位置づけを離れ、独立行政法人に（内閣府が管轄）
  - ・ 2003.5 「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存・利用等のための研究会について」発足：内閣府大臣官房長の傘下の私的研究会として
  - ・ 2003.12 「公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会」に改組：内閣官房長官の傘下の会として
    - 上記 2 つの会の座長：
      - ◇ 高山正也・慶應義塾大学教授（当時、～2005.3。現・国立公文書館長）
      - ◇ 尾崎護・矢崎科学技術振興記念財団理事長、元・大蔵事務次官（2005.7～）
  - ・ 2004.6 「公文書等の～懇談会」中間報告書で、公文書管理改善のための一定の方向が示される
  - ・ 2005.8 政府系シンクタンクの「総合研究開発機構」（NIRA）が「公文書管理研究会」を設置（活動は商事法務研究会に委託）
  - ・ 2007.2 「公文書管理研究会」の最終報告として『政策提言 公文書管理の法整備に向けて』（総合研究開発機構・高橋滋共編，商事法務）を発刊
  - ・ 2007.6 「公文書等の～懇談会」が『中間段階における集中管理及び電子媒体による管理・移管・保存に関する報告書』を公開（同懇談会は実質的にこれで活動を終了）
  - ・ 2007.10 福田内閣発足

- ・ 2008.2 「公文書管理の在り方等に関する有識者会議」発足、公文書管理担当大臣職が新設される（初代は上川陽子・衆議院議員 兼 男女共同参画・少子化対策担当大臣、2008.8の内閣改造まで）
- ・ 2008.7 「有識者会議」中間報告書発表、パブリックコメントを募集
- ・ 2008.9 福田康夫氏、首相を辞任
- ・ 2008.11 「有識者会議」最終報告書が麻生首相に提出される
- ・ 2009.3 公文書管理法案、政府案として提出
- ・ 2009.6 公文書管理法案が両院で可決、成立
- ・ 2009.7 公文書管理法公布
- ・ 2011.4 公文書管理法施行予定

（参考ウェブサイト）

- ・ 内閣府「公文書館制度」<http://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/>
- ・ 公文書管理の在り方等に関する有識者会議  
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/koubun/index.html>

◆ 公文書管理法の意義と課題

\* 与野党の協議で、当初の法案より修正された主な点

- ・ 第1条：公文書等は「健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものである」点の明記。
- ・ 第8条：「行政文書ファイル（＝行政文書の「集合物」）等」の廃棄に際し、内閣総理大臣のチェックが入る。総理大臣としては廃棄の差し止めを求めることも可能。

\* 文書の区分

- ・ 「行政文書」「法人文書」「歴史公文書等」「特定歴史公文書等」…

\* 文書の整理

- ・ 文書の作成からできる限り早い時期に、保存期間や、保存期間が満了した時の措置も含め、行政文書の取扱いについて定めておくことを、「当該行政機関の長」に求める（法第5条）。
  - この定めは「レコードスケジュール」と呼ばれる。（有識者会議報告書、下記の法律解説書より）
- ・ 国立公文書館スタッフの増員が難しいことを見越し、文書の選別について行政機関に肩代わりしてもらおう、「苦肉の策」ではある…。

- \* 藤井教授の指摘ほか、問題点
  - ・ 公文書館の権限と、専門職に対する教育体制はリンクしているはず…

- \* 法人文書の扱いはどうか？
  - ・ 菅氏（阪大）の記録管理学会発表概要を参照。

◆ 主要参考文献（上記のもの以外）

- \* 法律の解説書（内閣府担当者より）
  - ・ 浅井直人ほか『逐条解説公文書管理法』ぎょうせい, 2009.
  - ・ 岡本信一, 植草泰彦『Q&A 公文書管理法』ぎょうせい, 2009.
- \* 法律の解説書（法学者より）
  - ・ 宇賀克也『公文書等の管理に関する法律：逐条解説』第一法規, 2009.
- \* 国立公文書館としての法律の解説や、国会審議等の資料
  - ・ 国立公文書館『アーカイブズ』第 37 号「特集：公文書等の管理に関する法律」, 2009 年 10 月. <http://www.archives.go.jp/about/publication/archives/037.html>
- \* ジャーナリストによる法制定過程の解説など
  - ・ 松岡資明『日本の公文書：開かれたアーカイブズが社会システムを支える』ポット出版, 2010.

◆ 次回（6/7）への宿題

配布する以下 2 つの論考を読み、感想をまとめ、口頭で報告できるようにすること。

- ・ 古賀崇「アメリカにおける政府情報と著作権をめぐる議論」『情報ネットワーク・ローレビュー』no.2, 2003, p. 1-19.
- ・ “『日本人の海外活動に関する歴史的調査』復刻刊行差し止め”. 図書館の自由に関する事例 33 選. 日本図書館協会, 1997, p. 12-15.